

回答と解説

No.	設問	解答欄
1	<p>民事調停は、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続であるが、話し合いがまとまらない場合、裁判官が判決を出して紛争解決を図る場合がある。</p> <p>【解説】 民事調停は、訴訟ではないので、裁判官が判決を出すことはできない。</p>	×
2	<p>民事調停は、管轄がなく、どこの簡易裁判所に申し立てても良い。</p> <p>【解説】 民事調停にも管轄があり、原則として、相手方の住所、居所、営業所又は事務所の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てる必要がある。</p>	×
3	<p>民事調停では、家庭裁判所が取り扱う離婚や相続の家庭内の紛争についても、申し立てを受理している。</p> <p>【解説】 離婚や相続などの家庭内の紛争は、家庭裁判所で取り扱うため、民事調停では受理していない。</p>	×
4	<p>民事調停では、多くの場合、裁判官1名と調停委員2名の計3名にて調停委員会が組織される。</p> <p>【解説】 そのとおりである。</p>	○
5	<p>民事調停は、訴訟よりも費用が安く設定されている。</p> <p>【解説】 そのとおりである。</p>	○

6	<p>申立人と相手方は、第1回目の民事調停期日には出席しなければならず、どちらか一方が欠席した場合、調停手続は必ず終了する。</p> <p>【解説】</p> <p>申立人と相手方は、第1回の民事調停期日に出席することを求められているが、仮に、どちらか一方が欠席した場合でも、調停委員会が調停手続の続行を決める場合もある。この場合、調停手続は終了しない。</p>	X
7	<p>調停委員会は、当事者の合意が成立する見込みがない場合、調停が成立しないものとして、調停手続を終了させることができる。</p> <p>【解説】</p> <p>そのとおりである。仮に、申立人と相手方が、調停手続の続行を希望しても、調停委員会が合意成立の見込み無しと判断した場合、調停手続を終了させることができる。</p>	○
8	<p>民事調停の手続は、必ず、申立人と相手方が同席したうえで行われる。</p> <p>【解説】</p> <p>民事調停では、申立人と相手方が同席したうえで手続を行うことは求められていない。なお、多くの場合、個別に話を聞く別席調停にて行われている。</p>	X
9	<p>民事調停は、公開の法廷で行われるため、第三者が傍聴することができる。</p> <p>【解説】</p> <p>民事調停は、非公開にて行われるので、第三者は傍聴できない。</p>	X
10	<p>民事調停において、当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。</p> <p>【解説】</p> <p>そのとおりである。裁判上の和解と同一の効力を有することが、民間のADR手続と大きく異なる点である。</p>	○